

令和4年度第1回木更津市特別職報酬等審議会会議録

○開催日時： 令和4年10月11日（火）午後2時から午後3時30分まで

○開催場所： 木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：石渡肇、北村和則、鈴木誠、滝口君江、佐伯康子、畠田陽一、藤森けい子

木更津市：総務部 伊藤部長、曾田次長

（事務局）総務部職員課 石渡課長、廣橋課長補佐、高橋係長、奥主任主事

議会事務局 平野局次長、星野局次長補佐

財政課 浦邊係長

○議題等及び公開非公開の別：報告 公開

○傍聴人の数：0人

○会議内容

廣橋課長補佐 それではお一方まだお見えになってませんけれども、先に始めさせていただきたいと思います。ただいまより令和4年度 第1回木更津市特別職 報酬等審議会を開催いたします。私、本日進行を務めさせていただきます職員課の廣橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りさせていただきました資料となりますが、まず次第が1枚ございます。続きまして、審議会の委員名簿が1枚ございます。続きまして、第1回資料としてホチキス止めされたものとなります。

以上が本日使用する資料となりますが、お手元に無い方はいらっしゃいますでしょうか。

続きまして、マイクの方の説明を若干させていただきたいと存じます。お手元にマイクがございます。ご発言いただく際に、マイク中央のボタンを一度押していただきますと緑色に光ります。そうしますと、マイクが入る形になります。もう一度押していただきますと消えます。ご発言いただく際には、この要領でマイクの方をお使いいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会は、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」の規定により、「公開」となっております。なお、本日、傍聴希望者はございませんので、ご報告いたします。

それでは、お手元の資料、次第に添いまして進行をさせていただきます。初めに、木更津市特別職報酬等 審議会委員の皆様に渡辺市長から委嘱状を交付させていただきます。

委員の皆様方には自席でお受け取りいただきたいと思います。お名前をお呼び申し上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

それでは、石渡 肇 様。

渡辺市長 委嘱状、石渡 肇 様。木更津市特別職報酬等 審議会委員に委嘱します。

委嘱期間は、令和４年１０月１日から当該諮問に係る審議が終了するまでとします。

令和４年１０月１日、木更津市長 渡辺芳邦。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 北村 和則 様。

渡辺市長 委嘱状、北村 和則 様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 鈴木 誠 様。

渡辺市長 委嘱状、鈴木 誠 様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 滝口 君江 様。

渡辺市長 委嘱状、滝口 君江 様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 佐伯 康子 様。

渡辺市長 委嘱状、佐伯 康子 様。木更津市特別職報酬等 審議会委員に委嘱します。委

嘱期間は、令和４年１０月１日から令和６年９月３０日までとします。令和４年１０月
１日、木更津市長 渡辺芳邦。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 畠田 陽一 様。

渡辺市長 委嘱状、畠田 陽一 様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 藤森 けい子 様。

渡辺市長 委嘱状、藤森 けい子 様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。
す。

廣橋課長補佐 続きまして、私の方から本日ご欠席されていらっしゃいます委員のご紹介を
させていただきたいと存じます。お手元にお配りさせていただいております、審議会の
名簿をご覧くださいと存じます。君津木更津医師会 会長 天野 隆臣 様、千葉銀
行木更津支店 支店長 徳永 智弘 様におかれましては、本日ご都合が合わず、ご欠
席となります。

続きまして、渡辺市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

渡辺市長 本日は大変ご多用のところ、木更津市特別職 報酬等審議会にご出席賜り、誠に
ありがとうございます。また、この度は、当審議会委員のご就任をお願いいたしました
ところ、快くお引き受けいただき、重ねて御礼を申し上げます。

当審議会は、私をはじめ、副市長、教育長、また市議会議員の特別職の報酬額につい
てご審議をいただくものでございますが、平成１２年度の開催を最後に今日至っており
ます。

この度、改めて現在の報酬額が市民に理解される、その職責と責任に見合った額とな
っているか審議をお願いするべきと判断し、開催する運びとなりました。

また、特別職には期末手当が支給されておりますが、その支給割合の改定は、これま
で、一般職員と同様に、国の人事院勧告に準じて改定を行ってきた経緯がございます。
この改定の考え方については明確な根拠が無く、審議会の所掌事項にはございませんが、

期末手当の改定の考え方、この点につきましても、ご意見を賜りますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、いろいろとご苦勞をおかけするとは思いますが、慎重なるご審議をお願いできればと存じます。

最後に、今年は市制施行80周年の節目の年となります。皆様方におかれましては、本市発展のため、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 ありがとうございます。続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。今回、第1回目の会議ということで、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと思います。お名前を申し上げますので、簡単にご挨拶を頂戴できればと思います。石渡 肇 様でございます。

石渡委員 木更津市農業協同組合の石渡でございます。本日はよろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 北村 和則 様でございます。

北村委員 皆さんこんにちは。木更津市区長会連合会の会長を仰せつかっている北村でございます。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 鈴木 誠 様 でございます。

鈴木委員 新木更津市漁業協同組合副組合長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 滝口 君江 様 でございます。

滝口委員 木更津市社会福祉協議会の会長を仰せつかっております、滝口でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

廣橋課長補佐 佐伯 康子 様 でございます。

佐伯委員 日本政治法律学会の理事をさせていただいております、佐伯康子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 寫田 陽一 様 でございます。

寫田委員 こんにちは。連合千葉南総地域協議会 君津地区連絡会 副代表の寫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

廣橋課長補佐 藤森 けい子 様 でございます。

藤森委員 人権擁護委員の藤森けい子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

廣橋課長補佐 ありがとうございます。続きまして会議の成立につきましてご報告申し上げます。本審議会の会議につきましては、審議会条例 第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審議会の委員定数は10名でございます。本日出席委員7名となっておりますので、会議が成立しましたことをご報告申し上げます。それでは議事の方に移らせていただきます。

まず、次第の5「会長、副会長の選出」でございますが、木更津市特別職報酬等審議会条例 第6条第1項の規定によりまして、会長が議長となると定められております。現

在、会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間につきましては、渡辺市長に仮議長をお願いしたいと存じます。それではよろしく願いいたします。

渡辺市長 それでは、ただいま事務局から説明がございましたとおり、会長が決まるまでの間、仮議長を務めますのでよろしくお願いします。それでは、議事に入ります。次第5「会長、副会長 選出」を議題とさせていただきます。委員名簿をご覧ください。本審議会の会長及び副会長は、木更津市特別職 報酬等審議会条例 第5条第1項の規定により、区分「第2号 学識経験を有する者」から委員の選挙により定めるとされております。委員の皆様にお諮りいたしますが、選出につきましては、いかがいたしましょうか。

石渡委員 事務局一任。

渡辺市長 ただいま 事務局一任のご発言がありましたが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

渡辺市長 それでは、事務局の方から推薦案はありますか。

石渡課長 私のほうから僭越ながら推薦をさせていただければと思います。今回は、特別職の報酬の審議ということでございますので、その点のご見識を考えますと、会長には佐伯委員、副会長には畠田委員が適任かと思います。以上でございます。

渡辺市長 事務局から、会長に佐伯委員を、副会長に畠田委員を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

渡辺市長 ご異議がございませんでしたので、木更津市特別職 報酬等審議会の会長は佐伯委員に、副会長は畠田委員をお願いしたいと存じます。それでは、以後の議事進行につきましては、佐伯会長をお願いをいたしまして、私は席を移らせていただきます。それでは、会長よろしく願いいたします。

廣橋課長補佐 佐伯会長におかれましては、お席のご移動をお願いいたします。

それでは、佐伯会長から、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

佐伯会長 ただいま会長に選出いただきました佐伯康子でございます。身が引き締まる思いでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。先ほど市長もお話くださいましたように、最後に報酬審議会が開催されたのが平成12年ということで、随分日にちが経っていると思います。委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただきながら密度の濃い審議会にしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

廣橋課長補佐 ありがとうございます。それでは渡辺市長から佐伯会長に諮問をさせていただきます。

渡辺市長 それでは、諮問をさせていただきます。

木更津市特別職 報酬等審議会 会長 様。木更津市特別職の報酬等の額について。

木更津市特別職報酬等審議会条例 第3条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

1、市長、副市長 及び 教育長の給料の額 並びに市議会の議長、副議長 及び 議員の

報酬の額について、現行の額が適正であるか。

2、改定が必要な場合は 改定後の額 及び 改定の実施時期について。

3、付帯事項、市議会議員並びに市長等、特別職の期末手当の支給月数については、一般職と同様に 国の人事院勧告に準じてこれまで改定を行ってきた経緯があり、特別職の期末手当の支給月数を人事院勧告に準じて改定することの妥当性について併せて貴審議会の意見を求めます。令和4年10月11日、木更津市長 渡辺 芳邦。どうぞよろしく願いいたします。

廣橋課長補佐 渡辺市長は公務によりここで退席とさせていただきますので、ご了承くださいようをお願いいたします。それでは、今後の議事進行については、佐伯会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

佐伯会長 それでは議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。審議に入る前に事務局に確認いたしますが、審議から答申までのスケジュールを説明いただけますか。

高橋係長 本日の会議で諮問事項についてのご意見をまとめていただき、次回の会議で答申案の検討と、市長への答申を行っていただく事で考えております。

佐伯会長 わかりました。本日は、諮問事項について、審議会としての意見をまとめるところで進めるということですね。スムーズな議事進行に努めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、早速審議に入りたいと思いますが、まずは事務局から説明をお願いします。

高橋係長 それでは私の方からご説明をさせていただきます。お手元にございます、「令和4年度木更津市特別職報酬等審議会 第1回資料」に添ってご説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。まず、資料の概要についてご説明いたします。資料については大きく分けて1から8で分類しています。資料1から資料7までが、諮問1をご審議いただくにあたっての資料となります。また、資料8は諮問3の付帯事項についての資料となりますので、まずは資料1から7に基づきご説明をさせていただきます、資料8についてはまた後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の1ページをご覧ください。木更津市特別職報酬等審議会条例の条文となります。第3条の所掌事項をご覧ください。「市長は、市議会議員の議員報酬の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬 又は 給料の額について、審議会の意見を聴くもの」とされております。審議会への諮問については、本来であれば、市議会議員の報酬の額また、市長、副市長、教育長の給料の額に係る条例を議会に提出、つまり、引き上げや引き下げを行おうとする場合にあらかじめ変更しようとする額について審議会の意見を聴くものとなっております。

市といたしましては、現在の額は概ね適正と判断しており、引き上げや引き下げを行

う条例の提出は現在予定していないところでございますが、市長の挨拶にもありましてとおり、長らく審議会のご意見を聴いていないという状況から、現在の額が適正な水準にあるか一度審議会でご意見を伺うべきということになり、今回諮問をさせていただくこととなったものでございます。

また、諮問書の３番目で付帯事項として特別職の期末手当の支給月数改定の考え方についてお伺いしております。審議会の所掌事項は報酬の額、また給料の額となっており、期末手当の審議は審議会の所掌事項にはないところでございますが、今回、併せてご意見を賜りたく、付帯事項という形でお伺いさせていただいたものとなります。

続きまして資料の２ページをご覧ください。「特別職・一般職の給与改定の考え方について」でございます。まず、特別職として該当する職でございますが、市長、副市長、教育長や議長、副議長、議員などの市議会議員などが該当いたします。特別職の給与改定の考え方としては、「他市の状況」、「一般職給与の改定状況」、「物価推移」などを総合的に勘案し、特別職報酬等審議会の意見を聴いて改定を実施するものとされています。また、右側にあります、一般職については、民間の給与水準に一致するように毎年改定を実施するものとされており、人事院や千葉県人事委員会において、民間給与との比較をもとに毎年給与勧告が行われており、この勧告に基づき、本市の一般職給与についても改定を行っております。

続きまして、資料３ページをご覧ください。「特別職の月例給・特別給の支給内容について」でございます。まず、市長・副市長・教育長についてですが、月例給として給料と地域手当が支給されております。地域手当の説明について下段に載せておりますが、地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当となります。市長等の地域手当については、一般職員と同じ給料の３％を支給しており、この３％という割合については人事院が地域ごとに設定した割合となっております。

また、特別給として、６月と１２月に期末手当が支給され、令和３年度は年間４．３月分を支給しております。参考としたしまして、下段に市長の月収・年収の計算例をつけております。月収としては給料月額 96 万円に地域手当を加算し、98 万 8,800 円が市長の月収となります。また、年収は月収の 12 ヶ月分に期末手当を加算したものとなり、1,654 万 2,624 円が市長の年収となります。

次に資料の右側、市議会議員でございますが月例給としては議員報酬のみとなります。また、特別給として、６月と１２月に期末手当が支給され、令和３年度は年間４．３月分を支給しております。参考としたしまして、下段に議長の月収・年収の計算例をつけております。報酬月額 53 万円が議長の月収となります。また、年収は月収の 12 ヶ月分に期末手当を加算したものとなり、886 万 6,900 円が議長の年収となります。その他として、調査研究などの活動経費の一部に交付される政務活動費の支給がございます。

続きまして、資料の４ページをご覧ください。千葉県内の特別職に対する手当の支給

状況について参考として載せたものとなります。地域手当の支給割合と期末手当の支給月数、また期末手当の加算措置の割合を団体毎に整理したものとなります。各団体の政策的な判断や実情に応じた考えもあり、割合などは一律なものにはなっていないということをご確認いただく資料となります。

続きまして、資料の 5 ページをご覧ください。特別職の退職手当についてご説明した資料となります。退職手当については、常勤の特別職である市長、副市長、教育長については任期ごとに支給され、非常勤となる市議会議員については退職手当の支給はございません。

参考として、退職手当の計算方法を記載しております。退職手当は給料月額×在職月数×支給割合で計算されます。下にもう一つ参考として、市長、副市長、教育長の任期ごとの退職手当支給額を記載しております。

続きまして、資料の 6 ページ、7 ページをご覧ください。ここまで資料 2 として、特別職の改定の考え方や、給料や報酬の他にこういった手当が支給されているというご説明をさせていただきましたが、その根拠法令等を参考としてつけさせていただいたものでございます。

先にも触れさせていただきましたが、特別職の給与改定にあたっては、「他市の状況」、「一般職給与の改定状況」、「物価推移」などを総合的に勘案し改定を実施するものとされていることから、次の資料 3 以降がそういった状況をご確認いただく資料となっております。

それでは、資料の 8 ページをご覧ください。特別職の給料・報酬額の改定状況についてでございます。昭和 57 年からの状況載せております。一番下の平成 5 年 4 月 1 日に現在の額に改定されてから今日に至っているという状況でございます。

次に資料の 9 ページをご覧ください。一般職における人事院勧告の状況についてでございます。特別職の給料・報酬額の改定は平成 5 年 4 月が最後となっておりますので、平成 5 年からの人事院勧告の状況載せたものとなっております。月例給の欄で「平均改定率」が人事院勧告で出された改定率となっており、その隣に参考として平成 5 年からの改定率を累積で計上したものを載せております。

また、特別給の欄については、年間支給月数の欄が人事院勧告で出された、一般職の期末勤勉手当の年間支給月数について載せたものとなっております。一番右下の令和 4 年の欄をご覧ください。今年 8 月に出た人事院勧告でございますが、月例給が+0.23%、特別給が 0.1 月分の増額勧告となっております。また、月例給の平成 5 年からの累積改定率としては、平成 5 年と比べると、マイナス 1.9%となっている状況でございます。

続きまして、資料の 10 ページ、11 ページをご覧ください。こちらは「市長」の給料額、年収額について他団体との比較を行った資料となります。10 ページが類似団体との比較、11 ページが千葉県内の団体との比較を行ったものとなります。それでは 10 ページをご覧ください。まず、類似団体についてでございますが、下段のコメントに

記載してありますとおり、総務省において、全国の市区町村を人口規模や産業構造を基準に、類似している団体を16類型に区分したものととなります。木更津市と同じ区分の市区町村は25団体ございますが、今回調査照会を行い、回答をいただいた21団体の情報を掲載しております。左の表が人口順に並べたものとなり、木更津市は類似団体中、人口では3番目となります。真ん中の表が今回ご審議いただく給料月額順に並べたもの、右側の表が参考として年間収入の高い順に並べたものとなります。年間収入につきましては、資料の4ページで触れさせていただきましたが、手当の支給割合が各団体の政策的な判断や実情に応じた考えもあり、一律なものにはなっていないことから、手当を含めた実際に受け取る年収ベースではどうなのかという観点でご確認いただくために、参考として載せたものとなります。

市長の給料月額としては、類似団体中、同率8番目となっております。また、年間収入については7番目となっております。

続きまして、資料の11ページをご覧ください。県内37市中、回答をいただいた30団体の情報を掲載しております。左の表、人口順では本市は11番目となります。市長の給料月額としては、県内では9番目、また、年間収入については13番目となっております。

続きまして、資料の12ページ、13ページをご覧ください。こちらは「副市長」の給料額、年収額について類似団体、県内団体と比較を行った資料となります。12ページ、類似団体のなかでは、副市長の給料月額、年間収入ともに5番目となっております。

また、13ページ、県内のなかでは、副市長の給料月額は7番目、年間収入としては12番目となっております。

続きまして、資料の14ページ、15ページをご覧ください。こちらは「教育長」の給料額、年収額について類似団体、県内団体と比較を行った資料となります。

14ページ、類似団体のなかでは、教育長の給料月額は同率2番目、年間収入は4番目となっております。

また、15ページ、県内のなかでは、教育長の給料月額は同率3番目、年間収入としては11番目となっております。

続きまして、資料の16ページ、17ページをご覧ください。こちらは「議長」の報酬月額、年収額について類似団体、県内団体と比較を行った資料となります。なお、左の参考欄に人口の他に、「議員定数」と「議員1人当たり人口」として人口を議員定数で除した人数を載せております。

16ページ、類似団体のなかでは、議長の報酬月額は13番目、年間収入は12番目となっております。

また、17ページ、県内のなかでは、議長の報酬月額は同率10番目、年間収入としては同率11番目となっております。

続きまして、資料の18ページ、19ページをご覧ください。こちらは「副議長」の

報酬月額、年収額について類似団体、県内団体と比較を行った資料となります。

18ページ、類似団体のなかでは、副議長の報酬月額は14番目、年間収入は10番目となっております。

また、19ページ、県内のなかでは、副議長の報酬月額、年間収入ともに同率12番目となっております。

続きまして、資料の20ページ、21ページをご覧ください。こちらは「議員」の報酬月額、年収額について類似団体、県内団体と比較を行った資料となります。

20ページ、類似団体のなかでは、議員の報酬月額は同率10番目、年間収入は9番目となっております。

また、21ページ、県内のなかでは、議員の報酬月額は同率11番目、年間収入は同率12番目となっております。

以上が職ごとに他団体と額の比較を行った資料でございます。

続きまして、22ページ、23ページをご覧ください。こちらにつきましては、類似団体、また千葉県内の団体との財政状況等の数値を比較した資料となっており、並び順は人口順となっております。

それでは22ページの3番目でございます木更津市を例にとり、簡単に項目を説明させていただきます。

まず、令和4年度普通会計予算と資料に記載しておりますが、令和4年度一般会計予算の誤りですので、訂正をお願いいたします。令和4年度一般会計予算ですが、予算総額が518億5,500万円、市税収入については208億5,543万3千円、予算総額に対して市税の占める割合は40.2%となっております。人口1人当の欄については、市税の額を人口で除したもので、参考数値として載せております。

次に人件費については86億1,943万5千円、予算総額に対して人件費の占める割合は16.6%となっております。人件費については、市長、副市長、教育長、市議会議員、また一般職等も含めた総人件費となります。割合については低い方がよいというものになります。

次に議会費については、3億2,589万7千円、予算総額に対して議会費の占める割合は0.6%となっております。なお、議会費については、市議会議員の人件費や議会運営費等が計上されたものとなっております。

次に財政力指数ですが、令和2年度の指数となります。この指数は地方公共団体の財政力を示す指数となっており、数値が高いほど財源に余裕があるといえるものになります。本市の財政力指数は0.88となっております。

次に経常収支比率ですが、こちらも令和2年度の数値となります。この数値は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表すものとなります。本市の財政力指数は93.2となっております。

続きまして、資料の24ページをご覧ください。木更津市の財政力指数等の推移とし

て、平成24年から令和3年までの10年間の推移を記載したものとなります。各指標の用語については下段に説明を記載しております。

まず、財政力指数については、数値が高いほど財源に余裕があるといえるもので、3ヶ年平均の指数で見ますと、平成24年の0.813から令和3年は0.863となっており、指数は上がっております。

次に、経常収支比率ですが、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表すものとなりますが、全体の比率としては年により増減のばらつきがございますが、人件費の比率で見ると、平成24年から比率は下がってきている状況でございます。

次に実質公債費比率ですが、借入金の返済額の割合となり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いこととなります。平成24年と比べると比率は下がっている傾向にあります。

最後に将来負担比率ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、比率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。この比率についても、平成24年と比べ改善されている状況となっております。

以上、本市の財政状況は、各指数でみると概ね良好な状態にあり、健全性を保っているものと言えます。

続きまして、25ページをご覧ください。消費者物価指数の推移といたしまして、平成5年度からの指数を千葉市、全国、東京都区部の別に掲載したものととなります。なお、総合指数については令和2年度の指数を100とし、各年度の比率を載せたものとなっております。

資料の26ページをご覧ください。25ページの数値をグラフ化したものとなります。平成5年度と令和3年度を比較した場合、平成5年度の一番上にある点線、東京都区部については概ね同水準となっており、真ん中にある色の薄い線が全国区、一番下にある色の濃い線が千葉市となりますが、いずれも3%から4%上昇している状況となっております。

続きまして、27ページ、木更津市議会議員の活動状況をご覧ください。この資料については、市長、副市長、教育長は一般職と同じ常勤職員であるのに対し、市議会議員は非常勤職員であることから、過去10年分の市議会に係る議員の活動状況についてご参考として、載せたものとなります。

以上、かけ足となってしまい大変恐縮でございますが、事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐伯会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、他市との比較、根拠法令、人事院勧告の状況、加えて財務状況についてまで丁寧な資料の説明がございました。そこでまず、資料の内容でご不明な点とかご質問がございましたら委員の皆様お願いいたします。

藤森委員 24ページの木更津市の財政力指数等の推移のところで、将来負担比率ってあ

りますが、平成24年が57.7%、令和3年が0.3%ということで、高いほど財政が圧迫されているというご説明をいただいたんですけれども、あまりにも数値が下がっているんですが、何か理由があるのでしょうか。

佐伯会長 この点につきまして事務局いかがでしょうか。

浦邊係長 ご質問のありました、57.7%からですね、0.3%ということで、確かにおっしゃるとおりかなり低い数値にはなっております。こちらの計算をするに当たりまして、歳入の問題であるとか、今後の将来負担しなければいけないお金ですね、そういったものが過去には多かったんですが、今実際には、当時よりは少なくなっているという認識を持っていただけだと思います。

また、直接的な令和2年度と3年度を比較しまして、こちら11.5から0.3ということで、ちょっと0.3というのかなり低いなっている部分はあるんですけれども、令和3年度につきましては、歳入がかなり超過をした状況になります。通常の木更津市については、入ってくる歳入で歳出を賄えないので、いわゆる貯金と言われる財政調整基金から繰り入れを行っていたんですが、令和3年度につきましては、いろいろ地方税、市税であるとか、国からのお金等を含めまして、入ってきたお金が多かったと、そういうところも計算式にもございますので、令和3年度についても0.3とかなり低い数値になっているというところでございます。ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、回答とさせていただきます。

佐伯会長 そうしますとこの令和3年度というのが特別っていう解釈でよろしいですかね。

浦邊係長 我々が思ってますのは、令和3年度につきましては、歳入で歳出を賄えたと、貯金を取り崩さなくても、賄えたというのは、過去にちょっとない事例なのかなというところもございますので、令和3年度につきましてはですね、我々はちょっと特殊な年であったなというふうに認識をしております。以上でございます。

佐伯会長 それでは、他に資料についてのご質問、何かございますでしょうか。それでは審議に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

では、お手元に、さっきいただいた諮問の写しがあると思いますけれども、諮問の1と2は関連してますので、一括で審議を行いたいと思います。

諮問の内容が、市長、副市長、教育長の給料の額並びに議長、副議長、議員の報酬の額について、現行の額が適正であるか。また、改定が必要な場合は、改定後の額及び改定の実施時期についてでございます。

平成12年を最後に、長らく審議がされていない中、今の額が適正か判断するのはなかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、今、説明いただいた資料の内容も踏まえまして、他団体との金額との比較検討が、ある部分は客観的に判断できるように思いますけれども、いかがなものでございましょうか。委員の皆様のご意見を伺わせていただきたいと思います。

北村委員 先ほど市長からお話にあったんですけど、平成12年ですか。それを最後にそ

れ以降、現在に至るまで、この審議委員会が開催されていないってことですよね。

その間、開催しなかった経緯と、今ここでまた審議会を開催することになった経緯とですね、もう1点、この平成12年を最後に、今まで、約20年間の間に、この市長、副市長、教育長は手当が、何回かに上がってる訳ですよね。その上がってる決め方ですか、それはどういったところで、どのようにして上がってるのか、その辺の説明をお聞かせ願いたいと思います。

佐伯会長 ありがとうございます。それでは事務局、説明をお願いいたします。

高橋係長 報酬審議会の方が、平成12年度の開催を最後に、それ以降開催されていないという、経緯でございますが、資料の方の1ページをご覧くださいと思います。

まず、審議会の所掌事項といたしまして、市長、副市長、教育長、あと、市議会議員の給料の額、報酬の額を変更したいという時に、その変えようとする額について、報酬審議会の意見を聴くこととされております。これまで議案を上げようとするタイミングがなかったといいますか、上げてこなかったんですけれども、その理由といたしまして、今までの特別職の改定の考え方として、一般職の給料の改定が概ね10%程度の変更があった時に、市長、副市長ですとか、議員の報酬についても見直そうということで、改定をされてきた経緯がございます。資料の9ページになるんですけれども、こちらが一般職の人事院勧告の状況になりますが、平成5年からの月例給のところで見ていただきますと、概ね10%に至るまでは、改定率がなかったというところ、その点が一つと、あとは他の団体と比較しましても、概ね妥当ではないかというところでこれまで議案を、提案することがなかったというところで、審議会については、開催されてこなかったというところがまず1点目でございます。

二つ目の手当の決め方なんですけれども、こちらも、資料の9ページの方をご覧くださいなんですけれども、ここに一般職における人事院勧告の状況についてということで特別給ですね、期末勤勉手当の支給月数ということで、諮問の3の方にもちょっと関わってくるんですけれども、特別職について一般職と同様に人事院勧告の年間支給月数に準じて改定してきているというところがございますので、その人事院勧告の方で引き下げがあれば同様に引き下げ、引き上げがあれば、同じように引き上げるということで改定をしてきた経緯がございます。なので、その年によって上がる年もあれば、据え置きもあれば、下がる年もあるといった状況になっております。お答えになってるかわかりませんが、以上となります。

佐伯会長 ありがとうございます。一般職がその10%以上の変動というものがなかったことによって審議会が開かれなかったということ、あとは、人事院勧告によるものであるということでございますね。北村委員いかがでございますか。

北村委員 わかったようなわからないような感じなんですけど、8ページのところに、報酬額の改正が出てますよね。昭和57年、60年、63年、平成2年、5年と。そういう変動があったときに、この変動については、委員会とかそういう、組織を設けて、金額を決め

たものなのか、財政課とか、そういったところが決めてるのか、どこで決めてるのか、その辺をお聞かせ願いたいんですけれども。

高橋係長 市長ですとか、当時議案を提案する部署が、おそらく職員課だったと思うので、職員課の方で、その改定率の変動を見て、特別職についてこれぐらいの金額で改定が適正ではないかというので、案の方作って、その金額について報酬審議会の方でご意見を聴いていたというふうに考えております。

佐伯会長 結局、報酬審議会という組織があってそこで決めたってことですよね。

高橋係長 そのとおりです。

佐伯会長 それではその報酬審議会っていうのが、平成 12 年度以降開かれなないというのは、大きな変動がなかったからということですね。他に何かございますか。はい、滝口委員お願いします。

滝口委員 事務局としてはこの検討の方向性としてはどのように考えているんですか。

高橋係長 そうですね、今回検討するにあたって、議長もおっしゃいましたが、平成 5 年から今を比較するというので、適正かどうかという判断が難しい部分があるんですけれども、特別職の給与改定といいますのが、まず他市の状況と、あと一般職の給与改定の状況、そういったものを総合的に、勘案して改定を行うことになりますので、一般職の改定状況につきましては、先ほどの資料 9 ページの方で、概ね月例給で見ますと、平成 5 年と現在とでマイナス 1.9%と概ね同水準になってますので、こういった状況から事務局といたしましても先ほど議長がおっしゃった通り、今回、他団体の金額との比較を中心に、ご審議いただくのがよろしいのかなと考えております。

佐伯会長 一般職が 10%上がったからという昔の慣例ではなくて、他市との比較という点に視野を広げて今回は審議をするという新しい視点ということですね。他にご意見ございますでしょうか。

畠田委員 これから先のことなんですけど、8 ページを見ると、要は 3 年に 1 回ぐらいは行われていたのかなと、この会議は。で、10%変動がないからっていうことだったんですけど、その間、日本の経済がずっと給料が上がらなかったということで、今も、平成 5 年の時とあんまり変わらないっていう状況なんですけど、今回は、特にこの平成 5 年の時のままでよろしいのかどうかということを審議すればいいのかと思うんですが、これから先も、この会議のあり方ってのは変えないおつもりですかね。それとも、やっぱり 3 年に 1 回ぐらいやった方が、これだけ開いてしまうと、そもそも、この会議自体の存在理由というか、なんかそういうのも形骸化しちゃうのかなと思いますし、ちょっとその辺も含めて見直しをしてもいいのかなという風に思いましたので、意見です。

佐伯会長 事務局、今の畠田委員のご意見に対していかがですか。

高橋係長 報酬審議会条例が条例を提案しようとする時に、あらかじめ審議会の意見を聴くという形になっているというところありますが、今回は条例の提案はないんですけれども、長らく審議がされてこなかったということで、この審議会に諮らせていただいた

ということもございますので、今後のこの審議会のあり方についても、また委員のおっしゃる通り検討させていただきたいと思います。

佐伯会長 寫田委員よろしいですか。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

はい、藤森委員お願いします。

藤森委員 平成5年度の市長の給料が96万円ですよね。平成5年から現在になると、もう何年経ってるんですかね、そうするとその時の給料と今回とで変わらないということですよ。物価高といいますか、先ほど物価の上昇率で3%、4%があがってるという説明もあったんですけど、市長さん達はそれでよろしいんですかね。物価が上昇してるのに、平成5年度の時の給料が同じってことがよろしいのかどうかってことですよ。ここで審議するっていうことはそういうことでしょうかね。

事務局 そのとおりです。

藤森委員 では、上げていいですよって私たちが言えば、上がるんですか。

佐伯会長 平成5年からずっと上がってない、物価は上がった、それでは引き上げましょうということについては事務局どうなんですか。

石渡課長 委員おっしゃいますとおり、平成5年から20何年経ってる状況ということがございまして、ただ、先ほど事務局の方から説明した通り職員にしても1.9%程度の逆にマイナスになってるということもありますし、現在、新型コロナウイルスがまだ収束してない中で、苦しんでる市民の方も、いらっしゃる中で、この時期に報酬を引き上げるっていうことは事務局としてはちょっと難しいのかなというのは考えております。

また仮に引き上げとなった場合でも、このコロナの影響や物価高騰など経済状況が今不安定なんですけども、そこがある程度落ち着いた時期に、先ほど寫田委員がおっしゃったように、もう少しこまめに審議会を開きながら、幾らか妥当なのかというご判断いただくことの方が、現状ご判断いただくよりはよろしいのかなと事務局としては考えておりまして、もちろんこのようなもう平成5年から上がってないので引きあげてもいいのではないかという意見については、今後の答申書にご意見として入れさせていただくことはありがたいんですけども、現状の経済状況とか、生活状況を見ると、なかなかちょっとこの時期に上げるのはどうなのかなっていうところがあります。以上でございます。

佐伯会長 事務局ありがとうございました。すごくコロナが、やっぱり大きく影響してるってことでございますよね。このコロナの状況というのを見て、それで今、寫田委員がおっしゃったように、その状況で、今回こういうふうなことを未来に向けては、きちんと、何回かに分けてきちんと審議をすることが必要じゃないかっていうことでございますか。

滝口委員 もう1点事務局にお伺いしたいんですけども、他の団体との比較の観点では、どのように分析されておりますですか。ちょっと、質問があちこちいって申し訳ございませんが、お願いいたします。

佐伯会長 事務局お願いします。

高橋係長 それでは、他団体との比較という観点で、事務局の分析についてお答えさせていただきます。資料の１０ページから他団体との金額を比較した資料を付けておりますので、資料の１０ページ、１１ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、「市長」の給料月額ですが、類似団体との比較では人口規模の割に少し低い水準にあると分析しておりますが、県内団体との比較では概ね適正な水準にあるのではと分析しております。

次に、１２ページ、１３ページをご覧ください。

「副市長」の給料月額になりますが、類似団体との比較では概ね適正な水準にあると分析しております。また、県内団体との比較では、人口規模に対して給料月額は７番目となりますが、年間収入でみると１２番目となっており、概ね適正な水準にあるのではと分析しております。

次に、１４ページ、１５ページをご覧ください。「教育長」の給料月額になりますが、類似団体との比較では概ね適正な水準にあると分析しております。

また、県内団体との比較では、人口規模に対して給料月額は同率３番目となりますが、年間収入でみると人口規模と同じ１１番目となっており、概ね適正な水準にあるのではと分析しております。

次に、１６ページ、１７ページをご覧ください。「議長」の報酬月額になりますが、１６ページの類似団体との比較では、人口規模に対して他団体よりも低い水準なのかなと分析しております。ただ千葉県内の団体との比較では、概ね適正な水準にあるのではと分析しております。

次に、１８ページ、１９ページをご覧ください。「副議長」の報酬月額になりますが、こちらも先ほどの議長と同じなんですけれども、類似団体のなかでみると低い水準なのかなという感じもしますが、県内の状況をみると、概ね適正な水準にあるのではと分析しております。

最後に、２０ページ、２１ページをご覧ください。「議員」の報酬月額になりますが、こちらも議長、副議長と同じになりますが、類似団体との比較では、少し低い水準になっているのかなという部分もありますが、県内の状況をみると、概ね適正な水準にあるのではないかとこのところで分析しております。

佐伯会長 ありがとうございます。今の説明ですと、他と比べた場合に、それは県内の他市或いは類似団体と比べた場合に、突出して、低くてどうしようもない、高くてもどうしようもないということも、概ねないということを確認するための資料であるということでしょうか。滝口委員いかがでございますか。

滝口委員 わかりました。千葉県内でみると概ね適正ということですね。

佐伯会長 他に何かご質問ございますでしょうか。はい、北村委員お願いします

北村委員 質問じゃないんですけど、先ほど事務局の方からご説明がありましたとおり、

平成5年から確かに約30年近く報酬の方が上がってないんですけど、今の先ほど事務局から説明があったとおり、コロナ禍の中であって、木更津市民の声を聞いてもですね、なかなか生活が厳しいと、そういう意見をいっぱい聞きます。生活困窮者も、たくさんいる中で、今の時期に引き上げをするというのは、私は賛成できません。

今のこの諮問いただいた、この給料、報酬の額で、妥当ではないかなと、私の個人的な意見なんですけど、そう考えます。以上でございます。

佐伯会長 ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。畠田委員お願いします。

畠田委員 本当にすごい資料を整えていただいて、わかりやすいんですけど、我々、これだけやっぱり長い期間空いてしまったんで、判断する基準が、残念ながら、県内で大体年収で、中間だから、同じぐらいだからいいだろうということで、今回いくしかないと思うんですが、これから先の基準としてですね、例えば、一般の給料が上がりましたとなった時に、他の市も同様に上げるとは限らないわけで、そうなった時に県内で、じゃあ、上の方きちゃうとまずいよねとかいう議論になってしまうと、よろしくないと思うので、やはり木更津市として、どこを基準にするのかっていうのは、ある程度持つという方がいいのかなと思います。

それがこの集められた委員の我々で決めていいものなのかどうかかわかんないんですけど、今回はもう材料が、多分この、先ほど事務局のおっしゃった、年間収入で大体中間というところで落とすしかないのかなと思うんですけど、ちょっとこれから先は、多分そういうことで、何か物差しをこっちで、考える必要あるのかなとは思いましたので、よろしくご検討ください。

佐伯会長 ありがとうございます。そうしましたら、色々なご意見をいただきました。そこで、まず、市長、副市長、教育長についてですが、皆さんからのご意見を伺いまして、畠田委員のおっしゃっていただいたように、これからの将来、木更津市としての基準を審議会等できちんと検討して木更津市としてのポリシーというものを構築していくことを考えながら、でも今は北村委員のおっしゃっていただいたようにこのご時世に木更津市だけ引き上げますということが難しいので、現在の額が妥当ではないかという方向だと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

佐伯会長 ありがとうございます。それではこのことを、我々審議会委員の意見とさせていただきますと思います。それから、次に、そうしますと、議長、副議長、議員についても同様の考えということでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

佐伯会長 それではということで、ありがとうございました。

それでは、次に諮問の3の付帯事項に進みたいと思います。これは、市議会議員並びに市長等特別職の期末手当の支給月数についてでございます。これまで一般職と同様に、

国の人事院勧告に準じて改定を行ってきましたが、特別職の期末手当の支給月数を人事院勧告に準じて改定することの妥当性について審議をしていきたいというふうに思っております。まず、事務局からの説明をお願いいたします。

高橋係長 それでは事務局から説明させていただきます。市長、副市長、教育長、また市議会議員の期末手当の支給月数については、一般職と同様に国の人事院勧告、また千葉県の人事委員会勧告に準じてこれまで引き下げ、引き上げの改定を行ってきているという経緯がございます。人事院勧告等の趣旨といたしまして、一般職の公務員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するために、民間給与や経済情勢の実態を勘案し勧告されるものでございまして、特別職についても一般職と同様に人事院勧告等に準じて改定することは合理性があるという認識のもと、これまで改定を行ってきたものとなりますが、実際のところ、この改定の考え方については明確な根拠が無いところでございます。一部の団体では、特別職についても人事院勧告等に準じて期末手当の支給月数を改定する考え方は妥当であるとのご意見を特別職報酬審議会からいただき、そのご意見を改定の根拠としている団体もございます。本市といたしましても、この改定の考え方について根拠を持たせたいというところで、一度報酬審議会でご意見をいただく必要があるとの考えに至り、今回付帯事項として挙げさせていただいたものとなります。

資料の28ページ、29ページをご覧ください。特別職の期末手当の支給月数改定の考え方について、類似団体と県内の団体の状況を整理したものとなっております。改定の考え方に「一般職員の期末手当及び勤勉手当の割合に準拠」と記載されている団体が基本的には人事院勧告等に準じて改定を行っている団体となります。類似団体、県内にも多くの団体が本市と同様の考えで改定している状況となっております。

なお、表の右に「改定にあたり報酬審議会での審議」という欄がございます。29ページ、千葉県内の一番下でございます、野田市にマルがついておりますが、野田市については特別職の期末手当の改定を行う場合は、特別職報酬審議会での審議を必要としている団体もある状況でございます。また、資料にはございませんが、我孫子市についても野田市と同様と伺っており、千葉県内では基本的にこの2団体が特別職報酬審議会での審議のうえ改定を行っており、それ以外の多くの団体は人事院勧告等に準じて改定をしている、そういった状況の資料になっております。事務局からの説明は以上でございます。

佐伯会長 ありがとうございます。そうしますと、いずれにしても、これは人事院勧告をベースに審議会を開くか、それとも人事院勧告のとおりわかりましたとやっているかということで、人事院勧告というのがとってもベースにあるっていうことは、両者共通なんでしょうね。

高橋係長 そのとおりでございます。

佐伯会長 わかりました。委員の皆様何かご意見ございますでしょうか。滝口委員お願いします。

滝口委員 事務局からお話がありましたけども、今現在ね、新型コロナウイルスが収束していない中でね、やはり市民感情なんかを考えると、先ほど北村委員も申し上げられましたように、引き上げも難しいんじゃないかと思いますが、事務局はどういうお考えでいらっしゃいますか。

佐伯会長 事務局いかがですか。

高橋係長 資料の方で9ページをご覧くださいませでしょうか。

先ほど市長ですとか市議会議員の給料、報酬は、この時期にちょっと上げるのはなかなか難しいということで、現行の額で据え置きということでいただきました。で、今回この資料の9ページの令和4年ですね、こちらが人事院勧告の状況ということで、一般職については、月例給が0.23%の引き上げで、特別給、期末勤勉手当については、0.1月の引き上げで、4.4月の支給になるという予定なんですけれども、そういった議案の提案を、今後一般職については別途予定しております。

また、特別職についても、この人事院勧告に準じて改定をすることが妥当だというご意見をいただいた場合については、一般職と同様に、この0.1月分の引き上げについて、議案をあげさせていただく予定で考えております。

人事院勧告というものが、民間給与の実態と公務員とで差が生じているものを是正していくという考えにございますので、基本的にはこちらの、人事院勧告の方に準じて、改定ができればよろしいのかなとは考えているんですけれどもその点についてご意見の方をいただければと考えております。

佐伯会長 それは、令和4年度に関してですか。

高橋係長 令和4年度に限らず、今後の改定の考え方についてとなります。今までずっとこの人事院勧告に準じて改定、下げるときは下げ、上げるときは上げてとやってきているので、今後もこの考えでずっともしいけたらというところで、考え方の妥当性というところでご意見をいただけたらなと思っております。

佐伯会長 滝口委員いかがですか。

滝口委員 北村委員、報酬はこのまま据え置きってことになりましたけど、人事院勧告に準じて期末手当が0.1月上がるってことは妥当だと思いますかね。北村委員が一番色々なところでご意見をいただくと思いますので。

佐伯会長 北村委員いかがですか。

滝口委員 他の団体っていうか他の市は、人事院勧告に応じて、変えるっていうところが多いわけですか。今のところは。

高橋係長 先ほどの資料28ページ、29ページになるんですけれども、千葉県内の29ページの方でご覧いただきますと、この一般職員の期末手当及び勤勉手当の割合に準拠と書いてある団体は、ほぼ同じ考えで、その人事院勧告に連動して、特別職の改定も行っているというそういう状況でございます。

滝口委員 難しいですね。

石渡課長 よろしいでしょうか。昨年、一昨年見ていただくと、0.05月と0.15月下がってるんですね。これは新型コロナ等の状況を反映して、民間が下がってるのであなたたちも下げなさいよという判断で人事院が勧告したと思うんですね。ですので、その人事院が世の中の情勢を見ながら勧告をするために色々な調査をしていますので、その人事院の意見が一番広く世の中の状態を見ているのではということで、私たちも考えておりまして、その意見に従うのがいいのではという考え方なんですけれども、わかりづらくて申し訳ありません。

滝口委員 いいですか。もしね、0.1月上げるとしますね。そうすると、木更津市の場合は、金額としては、いくらぐらい上がるんでしょうか。

高橋係長 すいません。ちょっと概算なんですけれども、期末手当を引き上げた場合に、市議会議員と、市長、副市長、教育長の全体で見ると、概ね150万程度の増額になるかと思います。

畠田委員 議員さんなら、大体一人4万5千円位ってことですよね。で、ボーナスとしてそれだけ貰える額が増えるってことですよね。

高橋係長 そのとおりです。

北村委員 ちょっと聞きたいんですけど、今のボーナスって年2回に分けて出してるんですか。それとも3回ですか。

高橋係長 2回です。

北村委員 令和4年ってことは今年度、この要するに0.1月上げるってことですか。今年度のこと言ってるわけですよね。

高橋係長 令和4年分からの、反映になります。

北村委員 そうすると、2回に分けて出てるってことは、1回目はもう出しちゃってるんですよね。

高橋係長 そうですね、6月の支給は終わっておりますので、12月の支給でそこを調整するという形になります。

北村委員 令和5年になるとまた下がる可能性もあるってことですよね。

高橋係長 そうですね、そこはもう勧告次第で、そこに準じてとなりますので、下がる勧告が出ればそれに合わせて引き下げてという形になります。

北村委員 よろしいんじゃないでしょうか。

佐伯会長 それでは、付帯事項の特別職の期末手当の支給月数を人事院勧告に準じて改定することの妥当性について、これは妥当ということでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

佐伯会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の審議予定については全て終了いたしました。次に、次第8その他として事務局から何かありますか。

高橋係長 次回会議につきましては10月25日午後2時から開催いたします。会場につきましては、この会場になります。委員の皆様への出席依頼につきましては、追って発

送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、次回会議は答申案の検討と市長への答申を予定しております。答申案につきましては、会長と事務局とで素案を作成させていただき、極力、委員の皆様に事前に送付させていただきたいと考えております。期間があまりない関係で、次回会議でのご提示になってしまう可能性もございますが、その点も含めて、ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐伯会長 事務局から答申案の作成の進め方で提案がありましたが、事務局案についていかがでしょうか。

委員一同 異議なし

佐伯会長 ありがとうございます。それでは、期間もあまりございませんが、事務局は本日の意見を踏まえまして答申案の作成の方をお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回木更津市特別職報酬等審議会を終了いたします。長時間にわたって皆様、ご苦勞様でございました。

令和4年10月17日

木更津市特別職報酬等審議会会長 佐 伯 康 子